

令和6年度 第1回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日 時】 令和6年4月17日（水） 9：30～11：30

【場 所】 埼玉県県民健康センター 大会議室 AB

【出席者】 委 員 江原勝美 委員 小池八重子 委員 佐藤紀子 委員
水沼知美 委員 山崎京子 委員 若旅 渚 委員
柿沼光夫 委員 鈴木 恵 委員 田村 和代 委員
藤野 瞳 委員 峯岸貴明 委員 石井 勉 委員
大沼久美子 委員 櫻井康博 委員 佐々本遥 委員
武田直樹 委員 星野祐子 委員 松岳淳子 委員

事務局 市町村支援部

県立学校部

義務教育指導課長 高田 淳子 参事兼特別支援教育課長 中沢 政人

義務教育指導課主幹 岩崎 洋祐 特別支援教育課指導主事 大澤 英俊

義務教育指導課指導主事 添野 圭介

義務教育指導課指導主事 林 裕人

【欠席者】 委 員 玉川 徹 委員 齊藤雅男 委員

1 開 会

2 委員の委嘱・任命

3 吉田市町村支援部長挨拶

4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介

5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）

6 役員選出

会長に柿沼光夫委員、副会長に小池八重子委員を選出する。

7 諮 問

1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について

2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、柿沼光夫会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長　　まず、会議録の署名委員を、1号委員の江原委員、2号委員の藤野委員に
 願います。

(両委員承諾)

会 長　　はじめに、審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について事務局から説
 明願いたい。

事務局　本年度の選定審議会は、今回を含め2回開催の予定である。
 諮問事項1は、今年度の「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図
 書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」についてである。
 本日審議いただきたい内容は、1点目として、県教育委員会が行う指導、
 助言又は援助を行うに当たっての「1 全般的事項」「2 留意事項」「3 資料の
 作成」についてである。
 本年度は、令和7年度から使用する中学校各教科の検定済教科用図書の採
 択が行われる。県が市町村に対して行う指導、助言又は援助の基本的考え方
 について御審議をお願いしたい。
 次に、諮問事項2は、今年度の「県立義務教育諸学校において使用する教
 科用図書採択の基本的考え方」についてである。
 本日審議いただきたい内容の2点目として、本年度は、県立伊奈学園中学
 校、県立特別支援学校中学部で使用する検定済教科用図書の採択、小学部、
 中学部で使用する一般図書の採択が行われる。そこで、採択に当たっての「1
 基本的な態度」「2 調査研究の観点」「3 留意事項」について御審議をお願い
 したい。
 そして本日の最後に、第1次答申をいただきたいと考えている。
 なお、次回5月に予定している第2回審議会では、県教育委員会から諮問
 させていただいた内容「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書
 の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」のうち、
 教科書を調査研究した参考資料について御審議いただきたいと考えている。

会 長　　審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について説明があったが、何か質
 問はあるか。

(特になし)

会 長　　それでは議事に入る。
 まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村の教育委員会等
 の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方につい
 て」事務局から説明願いたい。

事務局　審議事項1については、大きく3つに分かれている。
 まず、「1 全般的事項」について説明する。

ここでは、市町村教育委員会等で公正かつ適正な採択が行われるよう採択基準の通知を作成する際、全般的に留意すべきことを記している。

(1)では、十分な調査研究を行い、自らの判断を基にした慎重かつ十分な協議を重ね、主体的に採択することが重要であること、(2)では、児童生徒にとって教育上の効果や地域、学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること、(3)では、県の指導、助言、援助が市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要であること、(4)では、採択の公平性、透明性を高めるようにすることが重要であることを示している。

特に、(1)について、国の通知等にもあるように、市町村教育委員会等は、十分な審議を行い、採択権者の判断と責任に基づいて採択することが重要であることから、「主体的に採択する」という言葉を加えた。

(4)に記載している「ガイドライン」は、いわゆる「教科書謝礼問題」を受け、平成28年度の審議会でも御審議いただき、作成したものであるが、「質の高い教科書づくり」の実現を目指すためには、教科書採択の公正性・透明性を確保することが必要となる。そこで、教科書発行者との関係の在り方や、会議の公開・議事録の公表について指導・助言・援助を行っており、今後も引き続き実施してまいりたい。

まず「1 全般的事項」について御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。全般的事項について説明があったが、意見・質問はあるか。

委 員 先ほどの説明の中で、主体的に採択することを追加したとあったが、具体的には、どのようなことに気をつけなければならないのか。

事務局 文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の「(1)採択権者の判断と責任について」の中で、「教科書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。」とある。

また、不適切な採択方法の例として、教師等の投票によって決定される、事実上、一部の特定の教師のみによって決定される、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される、ことが示されている。

さらに、教科書の調査研究について、調査員等が作成する資料に何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが重要であり、上位の教科書の中から採択・選定するなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意することとある。

調査員が作成する調査資料は、採択する際の資料となるが、例えば、調査員から調査結果の報告があったのち、議論が全くなされず、採択されてしまうと、主体的に採択を行っていないのではないかと、疑念を持たれかねない。

適切に採択を行うためには、調査員等が作成する資料等に加え、採択に関わる方自らが教科書を調査研究し、会議においては、十分な審議を行い、採択権者の判断と責任によって主体的に採択する必要がある。

委員 当自治体でも調査研究を行い、調査資料、選定委員会の資料、各学校の調査研究結果に加え、教育長、教育委員がそれぞれ教科書を調査研究し、会議の場で協議を行い、採択を行っている。

主体的に採択することは大変重要なことであると思う。

会長 他に意見・質問はあるか。

委員 教科書ガイドラインについて、策定から年月が経つ中で教育界を取り巻く環境が大きく変わっているが、ガイドラインを改定する必要性はあるか。

事務局 平成28年に策定したガイドラインは、当時の教科書謝礼問題を発端として、県が行う指導、助言又は援助として、市町村教育委員会等が行う教科書採択の公正性・透明性を確保するために整理したものである。

教科書採択における公正性・透明性の確保は、当時から変わらず重要であるため、引き続き、ガイドラインの周知徹底を図っている。現時点では改定は考えていない。

会長 次に「2留意事項」について、事務局から説明願いたい。

事務局 「2留意事項」については、(1)では、静ひつな採択環境の確保に努めることが重要であること、(2)では、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること、(3)では、調査研究では、広い視野からの意見を踏まえるよう努めることを示している。これは、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中でも言及されている。

「静ひつな環境」については、文科省通知にもあるように、外部からの働きかけに左右されない、毅然とした対応をとること。「会議の公開・議事録の公表」についてはガイドラインとの対応で、透明性の確保に努めること。幅広い視点からの意見の反映については、文科省通知にあるように、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実、といった点が指摘されている。

文科省通知、ガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導・助言・援助を行っていきたいと考えている。この点について、御審議をお願いしたい。

会長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委員 「会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要である」とあるが、会議の公開・議事録の公表については、県内はどのような状況なのか。

事務局 県では、教科書採択事務の状況を把握するため採択状況調査を実施している。調査項目の中には、会議の公開状況や議事録の公表の状況があり、回答

の結果について市町村教育委員会等に示している。

県内の状況は、埼玉県内25採択地区の選定または採択に係る会議において、会議の公開については、会議を開催した全ての地区が、会議を公開又は一部公開とし、会議の全てを非公開にしているところはない。議事録の公表については、全ての地区が公表している。

「会議の公開」については、教科書採択に係るガイドラインやリーフレットを毎年度、市町村教育委員会等に送付し、「静謐な環境の確保」と「会議の公表・議事録の公表」の両立について周知を図っている。

教科書採択の公正性・透明性をより一層高められるように「会議の公開」について、引き続き働きかけてまいる。

会 長 次に「3資料の作成」について、事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は令和7年度から4年間使用する中学校各教科の教科用図書の採択が行われる。そこで、埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の第8条(調査員)「審議会に教科用図書の専門的な調査研究を行う調査員若干人を置く」とあり、さらに「調査員は、教育長が委嘱する」とある。

本日の審議会終了後、調査員会を組織し、新たに発行される予定の中学校各教科の教科用図書の見本を調査研究する予定である。

調査研究した資料を、第2回の審議会で御確認いただき、市町村教育委員会等の採択の参考となる資料としたいと考えている。

そこで、調査研究をまとめる様式の案を作成した。各観点は、各教科の検定基準や学習指導要領解説等を基に立てている。

現在、教科書の見本がまだ届いていないが、4月の下旬には届く予定である。

昨年度、小学校の調査研究を行った際は、QRコードのような二次元コードの数の調査結果を様式2に示したので、中学校も同様に考えている。

調査研究を進める中で、多少の変更があるかもしれないが、この様式で進めたいと考えている。「資料の作成」について、各教科の調査研究をまとめる様式について、御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 中学校では、英語と数学について学習者用デジタル教科書が導入されているが、このデジタル教科書については、調査研究を行うのか。

また、QRコードの数について調査すると説明があったが、読み取った先の内容については調査するのか。

事務局 デジタル教科書の扱いについては、文部科学省の通知によると「教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。」とある。一方で、「令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和6年度

の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。」とある。

さらに、「デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定である」と記されている。

従って、英語のデジタル教科書については、昨年度の小学校採択と同様に調査を行う予定である。

数学のデジタル教科書については、国からデジタル教科書の見本が提供されないことから、調査研究は行わない予定である。

また、QRコード等の二次元コードについては、読み取った先の内容については、教科書ではなくデジタル教材という扱いになるため、文部科学省も検定を行っていない。そのため、読み取った先の内容については、調査研究は行わない予定である。

【休憩】

会長 次に、「審議内容」の「諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は、県立義務教育諸学校については、県立伊奈学園中学校の採択が行われる。また、県立特別支援学校の中学部で使用する教科書発行者が検定合格した教科書に加え、小学部、中学部で使用する一般図書の採択が行われる。このことから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いしたい。

具体的には、「1 基本的な態度」では、法令、学習指導要領、埼玉教育の振興に関する大綱などを踏まえて採択することや、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について、「2 調査研究の観点」では、学習指導を進める点で効果的か、あるいは児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について、さらに、「3 留意事項」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて、こうした基本的な考え方について、御審議をお願いしたい。

続いて、特別支援学校の状況について説明する。

特別支援学校に通う児童生徒は、障害の状況に応じて使用する教科書も多種多様であり、「1 基本的な態度」(3)にあるとおり、障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択することが重要となる。

特別支援学校で使用する教科書は、大きく3種類ある。

1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用される。

2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導、知的障害者用の国語、算数、音楽、生活の教科書がある。知的障害のある子どもが使用する著作教科書は星本とも呼ばれ、学習段階に応じて星1つから星5つまでである。これは、同じ知的障害とって

も、障害の程度、生活や学習上の課題が大きく異なるためである。

3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科書で、一般図書と呼ばれ、絵本などがこれにあたる。著作教科書の使用が適当でない、知的障害の重い児童生徒が使用している。

以上、3種類の教科書を、児童生徒の実態に即して適切に選ぶ必要がある。また、「2 調査研究の観点」について、特別支援学校の状況をより具体的に挙げると、例えば、聴覚障害の学校では、聞こえないことによる日本語指導の難しさから、文章が比較的平易で簡潔に表記されていることが重要となる。また、病弱の学校では、日常が病院内に限られがちといった実態があるので、実際に体験できる活動があるなど、生活経験を補う内容があることが重要となる。

障害の種別によって、それぞれの特性があるが、このような視点が、児童生徒の実態に即した採択の一例として考えていただきたい。説明は以上である。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 特別支援学校の状況についてよく分かった。

質問であるが、生徒の実態によって様々な教科書を使っている説明があったが、例えば同じ学校、同じクラスの中に複数、例えば、別の教科書を使って指導するような状況があるのか。また、もしあった場合、先生が一人で複数の子供たちに対応するということが難しいのではないかと思うが、どのように対応するのか。

事務局 先ほども説明したが、特別支援学校では3種類の教科書があり、委員ご指摘のとおり、その児童生徒の障害の程度に応じて教科書を使用している。もちろん同じ教室の中で指導を行ってる場合や、障害の程度に応じてグループに分けて指導を行っている場合もある。当然、児童生徒の学びの定着が重要であるので、例えば、児童生徒自ら学習する時間に、教員が別の子供を指導する場合や、グルーピングで別々の場所で指導するなど、学校の実態に応じて対応している。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 「1 基本的な態度」の(2)に、「学校の特色や児童生徒の実態に即した教科用図書を採択する」とある。

先ほど、今年度は県立伊奈学園中学校の採択があると説明があったが、この学校はどのような特色があるのか。

事務局 県立伊奈学園中学校については、中高一貫校であり、6年間を見据えた教育課程を編成しているという学校の特色がある。

校訓は、自彊創生（じきょうそうせい）であり、意味は、自ら努め励み、

自らをも新しく創り出すことである。

昨年度、学校訪問を行ったが、どの生徒も非常に意欲的であるという印象である。

今後も学校訪問を行うなど、学校の特色や児童生徒の実態を把握してまい

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 県立特別支援学校の質問である。先ほど他の委員の方からも質問があったが、もう少し伺いたい。

先ほど3種類の教科書があると説明があったが、もう少し具体的に、例えば特別支援学校のお子さんたちの状況、知的障害があるお子さんとそうでないお子さんたち、重複の障害のお子さんたちでは教科書も当然違うでしょうし、また、肢体不自由特別支援学校が類型ごとに教育課程を組んでいると思うので、特別支援学校に勤務されている委員がいるので、実態について具体的に説明いただきたい。

委 員 先ほど事務局の説明に3種類の教科書の説明があったが、本校ではこの3つを全て使用している状況である。特に、検定済み教科書について説明する。

肢体不自由のある子供たちは、日常生活の経験がとても少ないので、教科書の文字だけではなかなかイメージしにくいこともあるため、イラストや写真の数や、QRコードなども教科書を調査研究する際の視点として挙げられる。

それ以外にも、ページのめくりやすさや、教科書の取り扱いやすさも考慮しており、調査研究する際には、ページをめくりやすい紙質であったり、書き込みのしやすさであったり、タブレットを使用する際のこと調査研究の視点として挙げられる。

さらに、道徳の教科書においては、内容について注意深く調査研究を行っている。児童生徒の中には自分の病気を知っている子供もいるが、命に直接関わる場合もあり、内容に死やいじめなどが扱われていた場合には慎重に進めている。

委 員 教育課程の中で、自立活動やその他様々な教育活動があるが、教科書の分量についてはどうか。

委 員 教科書で学ぶ内容については、学習指導要領に基づいているので、分量というよりも、できるだけ通常の学級と同じように学ぶことができるように配慮することが重要である。

会 長 他に意見や質問はあるか。

(特になし)

会 長　それでは、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申案を作成する。

【休 憩】

会 長　答申の案を示す。本日の諮問事項に対し、委員から出た意見を踏まえて作成した。質問や意見はないか。

(特になし)

会 長　この案を答申としてよいか。

(委員異議なし)

会 長　それでは、この案を答申として決定する。
慎重な審議に感謝する。委員の協力により円滑に議事を進行できた。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申　会長から義務教育指導課長に答申を手交

10 その他

11 閉 会